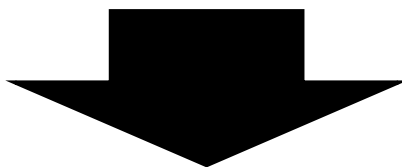


# 在宅医療連携拠点運営事業に 係る会議体について

# 1 本市における経過

- ・ 北海道から「函館市在宅医療連携拠点」（以下「拠点」という。）の指定を受け、令和8年1月から市医師会への委託により在宅医療連携拠点運営事業（以下「拠点事業」という。）を開始。
- ・ 拠点事業の取り組みの一つとして、医療・介護・障がい福祉関係者による会議を通じて、在宅医療の提供状況の把握や連携上の課題の抽出等を行うことが求められている。
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業と拠点事業は重複する取り組みが多く、それぞれの会議体で協議が求められる事項についても、重複がする部分が多い。



## 論 点

本協議会を、現在の委員構成のまま「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に係る協議の場として位置付けることとしてはどうか

## 2 令和8年度以降の方向性（案）

### (1) 主な協議事項

- ① 地域における在宅医療，介護および障がい福祉の災害時対応を含む連携に係る課題の抽出ならびに対応策の検討に関する事項
- ② 関係市町との連携に関する事項
- ③ 函館市医療・介護連携支援センターの運營業務実施要綱第7条各号に規定する事業・業務に関する事項

在宅医療・介護連携推進事業に係る業務

在宅医療連携拠点運營業業に係る業務

在宅医療グループ診療運營業業に係る業務

#### 論 点

主な協議事項を①～③  
のとおり見直すことと  
してはどうか

#### 在宅医療・介護連携推進事業

- ア 医療・介護連携に関する相談支援
- イ 切れ目のない医療・介護の提供体制の構築
- ウ 地域の医療・介護の資源の把握
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 医療・介護関係者の研修
- カ 市民への普及啓発

#### 在宅医療連携拠点運營業業

- ア 在宅医療に必要な連携に関する相談支援
- イ 災害時対応を含めた切れ目のない医療・介護・障がい福祉サービスの提供体制の構築
- ウ 地域の医療，介護および障がい福祉サービスに係る資源の把握
- エ 医療・介護・障がい福祉関係者の情報共有の支援
- オ 医療・介護・障がい福祉関係者の研修
- カ 市民への普及啓発

#### 在宅医療グループ診療運營業業

- ア 在宅医療を担う医師等によるグループ診療体制の運営
- イ 指導役となる副主治医のサポート
- ウ 夜間休日不在時の代診および後方支援医療機関への入院受け入れの調整
- エ 代診医および後方支援医療機関への協力金支払い事務
- オ 事業運営全般に係る記録の整備

## (2) 作業部会・分科会

### 論点 1

作業部会・分科会については、これまでの体制を基本とし、体制の変更等については、今後の協議会での協議を通じて検討してはどうか

### 論点 2

作業部会における意思決定の迅速化のため、協議会が分掌させる事項は作業部会での決定をもって協議会の決定事項とすることとしてはどうか

※ 協議会への報告は適宜行う

